

浅野社会復帰センター 「就労定着支援事業」

就労定着支援事業とは

- 就職した後も仕事が続くようにサポートが受けられます。
- 生活面や病気に関することも相談できます。
- 会社へのサポートもおこないます。



就職

就職すると、やりがいを持てたり、楽しいことがあります。



でも、色んなこともあります



こんな時に力になります！！ 相談できます！！

ご本人との相談



医療や家庭との連携



企業へのサポート



OB・OG会



就労定着支援事業について よくある質問

なんのためにある??

障害をお持ちの方の『長く働きたい』という希望に対して、就職後に職場に定着するためのサポートを行うためのサービスです。

どんな人が対象??

『就労移行支援』『就労継続支援 A 型・B 型』『自立訓練』『生活介護』を利用して、6ヶ月が経過し、現在も一般企業で働いている方が対象となります。

※就職後、6か月～3年6か月の方

どんなサポートがある??

事業所のスタッフが職場に赴いて面談(頻度は月に1回程度)を行います。希望者は事業所に来ていただいた面談を行うことも可能です。面談では職場での環境や生活状況などを伺い、課題に対してのアドバイスや必要に応じて関係機関との連絡調整を行うなどして課題解決をサポートします。

利用に期限はある??

就職されてから 6か月～3年6か月(原則3年間)が『就労定着支援』のサポート期間になります。

※就労移行支援事業を利用して就職した場合、就業後6か月の期間は『就労移行支援事業所』のサポート期間になります。

お金はかかる??

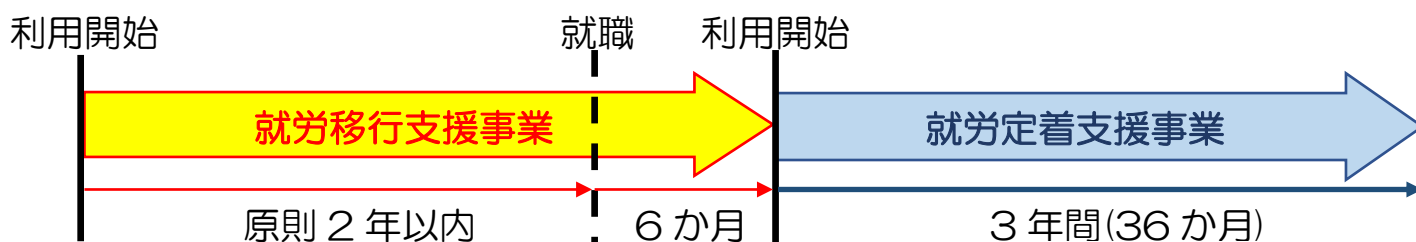
利用料がかからない場合もあれば、前年の収入により利用料が発生する場合があります。区役所、役場での確認が必要になります。

どうやって利用する??

「受給者証の申請」、「サービス等利用計画」、「就労定着支援事業所との契約」が必要です。

※申請は区役所・役場でおこないます。申請前に一度ご相談ください。

(例) 就労定着支援利用のイメージ(就労移行支援を利用した場合)



『北九州市立浅野社会復帰センター』 北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

TEL 093-531-3823